

平成 17 年 3 月 24 日

広 報 資 料

建 設 局  
〔担当 管理部監理検査課〕  
TEL 222-3548

### 平成 16 年度京都市公共事業再評価の対応方針について

京都市では、平成 16 年度公共事業の再評価について、別紙のとおり対応方針を定めましたので、お知らせします。

なお、総務局総務部行政改革課情報公開コーナーでも閲覧できます。

#### （対応方針の概要）

平成 16 年度公共事業再評価について、平成 17 年 1 月 26 日に第三者機関である京都市公共事業再評価委員会から提出された意見を踏まえ、再評価の対象となった 10 事業について事業継続とする京都市としての対応方針を定めた。

事業種別	事業名	補単種別	審議結果
道 路 事 業	一般国道 477 号 (大布施拡幅)	国庫補助事業	「事業継続」
	宝が池通 (狐坂工区)	国庫補助事業	「事業継続」
街 路 事 業	向日町上鳥羽線	国庫補助事業	「事業継続」
	葛野西通	京都市単独事業	「事業継続」
	大原通	京都市単独事業	「事業継続」
	新十条通 (伏見工区)	京都市単独事業	「事業継続」
	新十条通 (山科工区)	京都市単独事業	「事業継続」
河 川 事 業	新川	国庫補助事業	「事業継続」
	旧安祥寺川	国庫補助事業	「事業継続」
土地区画整理事業	洛北第二地区	京都市単独事業	「事業継続」

平成 16 年度京都市公共事業再評価

対 応 方 針

平成 1 7 年 3 月

京 都 市

平成 17 年 3 月 24 日  
京 都 市

平成 16 年度公共事業再評価について，京都市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を踏まえ，下記のとおり対応方針を定める。

## 記

### 1 事業全体について

本市では，事業を実施することに起因する環境への影響や将来の交通需要等を予測したうえで事業を計画しており，その段階で予想される様々な課題について必要な対策を講じている。

今後も，社会情勢の変化や技術革新等を考慮し，事業効果の向上が図れるよう，必要に応じた整備計画の見直し等，柔軟に対応するよう努めていく。

### 2 個別事業について

再評価の対象となった 10 事業についての対応方針は，別紙のとおり事業継続とし，事業の促進に努める。

更に，個別に意見を付された事業については，次のとおり適切に対処していく。

#### (1) 道路事業 一般国道 477 号（大布施拡幅）

本事業は，国道 162 号，国道 367 号等の南北幹線道路を東西に結ぶ幹線道路ネットワークを整備するものである。また，京北町

との合併に伴う「京都市・京北町合併建設計画」にも位置付けられている重要な路線でもあり、着実に事業を推進していく。

#### (2) 道路事業 宝が池通(狐坂工区)

本事業は、京都市中心部と岩倉地域とを結ぶ幹線道路を整備するものである。

事業区間には急勾配のヘアピンカーブがあり、車両の円滑な交通に支障をきたしている。また、歩道の未整備区間も存在するなど、安全確保が求められている。

今後も委員会の意見を踏まえ、平成17年度の完成を目指し、引き続き事業を推進していく。

#### (3) 街路事業 向日町上鳥羽線

本事業は、国道171号久世橋付近の交通渋滞の解消を図り、生活道路内への通過交通を抑制することにより、安全で円滑な道路交通を確保するため、「第二久世橋(仮称)」と連携して進めている。

平成14年度に道路築造工事がほぼ完了しており、現在、部分供用している。また、地元関係者との協議により、「第二久世橋(仮称)」の供用開始に合わせ、本事業区間を全面供用することになっている。

今後は、関連事業である「第二久世橋(仮称)」の事業推進を図り、平成19年度の完成に努める。

#### (4) 街路事業 葛野西通

本事業は、阪急京都線西京極駅の駅前商店街付近に位置する道路を整備するものであり、現状は道幅も狭く歩道もないため、地元から事業の早期進捗を求められている。また、西京極総合運動公園や阪急京都線西京極駅へのアクセス道路としても必要である。

今後は、残りの用地を早急に確保し、事業の早期完成に努める。

(5) 街路事業 大原通

本事業は、京都市街地東北部と八瀬、大原地区を結ぶ幹線道路を整備するものである。現状は交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭く歩道もない道路である。また、事業区間が通学路として利用されていることもあり、歩行者の安全な通行を確保する必要がある。

平成11年度の委員会で付された意見を受け、景観及び自然環境に配慮するため、当初の計画ルートを変更したところであり、今後は、新しい計画ルートに従い、残りの用地を早急に確保し、事業の早期完成に努める。

(6) 街路事業 新十条通(伏見工区)

(7) 街路事業 新十条通(山科工区)

これら2事業は、阪神高速道路公団により整備されている新十条通の本線部と、鴨川東岸線、十条通、府道勧修寺今熊野線とを接続するランプ部を整備するものである。

本線部を整備する公団の事業進捗に合わせた事業の完成に努める。

(8) 河川事業 新川

本事業は、流域の浸水被害を防ぐだけでなく、流域周辺を流れる河川の降雨時の負担軽減に貢献するものである。また、治水対策上も重要な事業である。

浸水被害を軽減するため、今後も、引き続き事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

(9) 河川事業 旧安祥寺川

本事業は、未改修区間より上流部で宅地開発が進み、治水安全度

が低下していることから，分水路を新設し治水安全度の向上を図るものである。

事業区間は，ＪＲ東海道本線の地下部を横断するため，軌道の安全対策について十分な検討が必要であり，ＪＲ西日本との協議を段階的に進めている。

今後も，引き続き事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。

#### (10) 土地区画整理事業 洛北第二地区

本事業は，平成１５年度末の時点で，９７％の事業進捗率を達成しており，幡枝葵森線が供用開始されるなど事業の収束段階にある。

今後は，宝ヶ池通の物件移転及び街路築造工事を行い，平成２０年度の換地処分を目途に事業の完了に努める。

## 平成16年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業  
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
道路事業	1	補	一般国道477号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0(6.5)m	H2		15	「事業継続」
	2	補	宝が池通 (狐坂工区)	延長 L=600(820)m 幅員 W=11.0(16.5)m	H15 (S55)		2 (25)	「事業継続」
街路事業	3	補	向日町上鳥羽線	延長 L=395m 幅員 W=22.0m	H1		16	「事業継続」
	4	単	葛野西通	延長 L=177m 幅員 W=16.0m	H2		15	「事業継続」
	5	単	大原通	延長 L=1,114m 幅員 W=12.0m	S59		21	「事業継続」
	6	単	新十条通 (伏見工区)	延長 L=851m 幅員 W=7.5~77.0m	H7		10	「事業継続」
	7	単	新十条通 (山科工区)	延長 L=50m 幅員 W=64.0~73.0m	H7		10	「事業継続」
河川事業	8	補	新川	延長 L=890m	H7		10	「事業継続」
	9	補	旧安祥寺川	延長 L=400m	H2		15	「事業継続」
整理事業	10	単	洛北第二地区	面積 A=53.3ha	S53		27	「事業継続」

\* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

## 参 考 資 料

京都市公共事業再評価実施要綱



## 京都市公共事業再評価実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業のうち、この要綱に規定する再評価対象事業について、必要に応じて事業の見直し等の検討（以下「再評価」という。）を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道その他の、市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (3) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (4) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設（水道施設（水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。）及び廃棄物処理施設をいう。）の整備に係る事業をいう。

### (再評価対象事業)

第3条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号の一に該当するもの（以下「再評価対象事業」という。）について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算することとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

### (再評価の実施時期)

第4条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

### (再評価の方法)

第5条 市長は、再評価を行うに当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

( 1 ) 事業に係る実施及び供用開始の目途

( 2 ) 地域状況の変化等，事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果  
( 公共事業再評価委員会 )

第6条 第1条に規定する目的を達成するために，第三者の意見を求める場として，京都市公共事業再  
評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

( 委員会の公開 )

第7条 委員会の会議は，公開とする。ただし，会議を公開することにより京都市情報公開条例第7  
条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は，この限りでない。

2 市長は，前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは，その理由を明らかにしな  
ければならない。

3 第1項の会議とは，再評価対象事業についての事業説明，審議及び意見書の取りまとめに係る会議  
とする。

4 会議の公開は，傍聴を認めることにより行うとともに，公開した会議については会議録を作成し，  
これを公表する。

( 対応方針の決定 )

第8条 市長は，委員会の意見を尊重し，再評価対象事業について必要に応じ中止，休止 を含む事業  
の見直しを行う等の対応方針を決定しなければならない。

( 結果の公表 )

第9条 市長は，前条の決定後速やかに，再評価の内容を公表しなければならない。

( フォローアップ )

第10条 市長は，再評価を行った事業のうち，継続中の事業について，再評価後毎年その進捗状況，社  
会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

( その他 )

第11条 この要綱に定めるもののほか，再評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は，平成10年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は，平成11年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は，平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年4月1日から施行する。